

委員からのご質問への回答

2023年4月17日
四国電力株式会社

他社火力の利用率制約について

<設備利用率の制約（上限・下限）設定の経緯>

■ 受電会社（＝当社）

受電メリットを確保するために

・最大限の受電単価低減

・需給状況や市況に合わせた柔軟な運用

を指向

利益相反

■ 発電事業者

発電事業の持続性を確保するために、総額としては市場価格を意識しつつ基本料金と従量料金の二部料金制とした上で、従量料金については

・燃料調達、保管コスト低減のためには調達量の予見性

・発電単価低減のためには熱効率（一定の稼働率）の維持が必要との主張

相互協議

双方の主張のうち、利益相反する部分について協議のうえ、**受電単価低減と運用柔軟性のバランスを考慮し、基準の設備利用率を定め、設備利用率に上下限値を設定した。**

→これにより、石炭価格が一時的に高騰する場合も、下限値以上の受電が必要となっている

他社火力からの受電については、二部料金制としたうえで設備利用率は、基準利用率から±10%程度を調整可能とすることを念頭※に上記のとおり相互協議し設備利用率を設定している。受電開始以降も契約更新等の機会を捉えて、当社から設備利用率の変動幅拡大（＝下限利用率の引き下げ）に関する見直し協議をお願いしているものの、発電事業者からは、昨今の燃料調達の困難さや流動性の少なさを踏まえると、安定供給と経済的調達の為には従来以上に燃料調達の予見性を高める必要があるとの主張を受けており、以前にも増して設備利用率の見直し協議が困難となっている。

※「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（2012年9月18日策定）においては「入札実施会社の電源運用ポートフォリオの中で今後必要となる運転条件（ベース型・ミドル型・ピーク型・予備力型）には一定の制約があると考えられることから、こうした状況を踏まえ、火力入札の募集規模は、運転条件別に指定することを基本とする」旨を規定したうえで、いずれの運転条件においても応札の最低条件として年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であることを定めている。なお、当社が2015年に実施した火力電源入札では、応募条件として、年間基準利用率を65%～75%の範囲としたうえで、上限値および下限値は年間基準利用率の±10%としている。